

学校感染症による出席停止の手続きについて

学校感染症にかかった場合、出席停止の対応を行います。

出席停止とは

ここで言う出席停止とは、学校感染症の感染防止を目的としたもので、欠席とはなりません。

校長は、学校保健安全法第19条および学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」（学校感染症）にかかっている、またはかかっている疑いがある、あるいはかかるおそれのある生徒の出席を停止することができます。

学校感染症による出席停止には、下記の手続きが必要となります。

手続きの方法

- 1 医師により、学校感染症（別紙表参照）と診断された場合は、すみやかに学校（担任）まで連絡してください。（出席停止の流れ図参照）学校保健安全法に基づき出席停止の措置をとります。

出席停止期間の基準は決められていますが、病状は個人によって異なるので、医師の診断に従い登校の許可が出るまで学校を休んで十分に休養してください。

- 2 「出席停止報告書」（学校所定用紙）は担任からもらってください。または、このホームページのPDFファイルを印刷して使用する事もできます。

- 3 学校感染症が発症した時の手続き

